

上下水道工事業におけるトラックを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
4	16～17	水第老朽管布設工事にて竣工検査を完了し、追加工事のバイパス管撤去工事現場で作業が終了し、2tユニック車を歩道に駐車して道具を片付けていた。2tユニック車に道具を積み込もうとしたとき、2tユニック車が後ろに動き始めてしまい、被災者が2tユニック車を止めようと運転席に乗り込もうとしたが間に合わず、運転席側が横倒れし下敷きになった。	28～29	10
5	17～18	当社資材倉庫で、ダンプトラックの荷台の上で鋼材の荷下ろし作業中に、足を絡ませて荷台から転落し、落下地点に塩ビ管があり、塩ビ管に胸部を強く打ちつけて負傷した。	51～	19
5	11～12	資材置場で、ダンプトラック荷台から資材の荷卸しをしている時に、ダンプトラックのサイドブレーキが不十分であったためダンプトラックが前進し、慌ててサイドブレーキを掛けようと運転席に駆け寄ったところ、ダンプトラックと仕切（鉄製）板の間に挟まれて負傷した。	69～	1029
6	9～10	材料保管場所でクレーン仕様のバックホウを使用し、4tユニック車に水道用鑄鉄管（φ100、L=4.0m）の積み込み作業をしている時、管材転がり防止の輪止めが落ち、それに気付いた車両横の荷降ろし補助作業員（被災者）が、それを拾おうと上体を少し屈めたところ、管材が落ち、その落下を咄嗟に腕で支えようとしたため被災した。	29～	19
7	17～18	土砂仮置き場にて、ダンプに積載の土砂を降ろす作業中、サイドゲートの支柱を掴んで（右手）片方の手（左手）であおりに付着した泥を振り落とそうとした。ダンプ運転手の死角となる位置に居た為気づかずにサイドゲートを閉めた本人が、自分の右手が挟まる位置にあった事を認識していなかったためサイドゲートに手を挟まれ負傷した。	65～	19

7	11 ～ 12	作業所内にて片付け中、ダンプ荷物を下ろし、ダンプの荷台から下りようとしたときに足を滑らせ、後ろ向きに転倒し、右手をついたところ手首を骨折した。	67 ～ 29	10 ～ 29
10	11 ～ 12	公共下水道管布設工事埋戻し作業中、2tダンプアオリについた土を、左手アオリを持ち上げ、土を落とし、アオリを下ろした時、右手中指と人差し指をアオリで挟み怪我をした。	29 ～ 9	1 ～ 9
10	16 ～ 17	水道本管布設替工事現場にて三転ダンプで埋め戻し作業中、ダンプ運転者と合図者（被災者）は後方へダンプアップしようとした。その際、車両の誤作動により側方にダンプアップしたので、合図者は運転者に停止の合図を出すことなくフックストッパーを確認するため、右手をフック部に入れた。運転者はダンプ方向切り換えレバーを後方部側に切り換えていたが、側方にダンプしたため、慌てて合図者の合図を確認することなくダンプダウンしてしまい、確認中の合図者の右手親指と人差し指をフック部に挟んでしまった。	19 ～ 9	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html